

事務連絡
令和3年3月10日

各業界団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課
不動産業課
住 宅 局 住宅生産課

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正
に伴う基準日届出等の様式に係る押印の廃止について

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたところです。

（※）所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

これを踏まえ、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号。以下「押印見直し省令」という。）が令和2年12月23日に公布され、令和3年1月1日から施行されました。

押印見直し省令により、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第4条又は第12条の規定に基づく基準日の届出（以下「基準日届出」という。）等の様式についても押印を要しないこととされたことから、押印見直し省令による改正後の特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成20年国土交通省令第10号。以下「履行法施行規則」という。）の運用について、令和3年1月13日に各地方整備局等担当部局（経由して各都道府県担当部局）へ別紙のとおり通知しました。なお、保険契約締結証明書を発行する住宅瑕疵担保責任保険法人に対しても、同様に周知しています。

については、貴団体におかれましては、下記の点に留意されるよう貴団体傘下の建設業者及び宅地建物取引業者に対し、周知をお願いいたします。

記

1. 基準日届出関係

履行法施行規則別記第1号様式、第1号の2様式、第7号様式及び第7号の2様式における押印欄を削除されたことから、令和3年3月31日の基準日に係る届出から、基準日届出に関する書類に押印を要しないこととなる。

また、押印見直し省令附則第2項において、押印見直し省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができることとされているため、旧様式を使用して届出することも可能である。

2. その他の手続関係

基準日届出のほか、履行法施行規則別記第2号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第8号様式、第10号様式、第11号様式及び第12号様式における押印欄も削除されたことから、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく保証金の不足額の供託、保証金の保管替え、保証金の取戻し等の手続における申請等についても、基準日届出と同様に取り扱われることとなる。

以上

事務連絡
令和3年1月13日

各地方整備局等 住宅瑕疵担保履行法担当者 御中
(各地方整備局等から管内の都道府県へ転送)

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課
不動産業課
住宅局 住宅生産課

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正
に伴う基準日届出等の様式に係る押印の廃止について

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたところです。

（※）所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

これを踏まえ、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号。以下「押印見直し省令」という。）が令和2年12月23日に公布され、令和3年1月1日から施行されました。

押印見直し省令により、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第4条又は第12条の規定に基づく基準日の届出（以下「基準日届出」という。）等の様式についても押印を要しないこととされたことから、押印見直し省令による改正後の特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成20年国土交通省令第10号。以下「履行法施行規則」という。）の運用について、下記の点に留意されるようお願いいたします。

記

1. 基準日届出関係

履行法施行規則別記第1号様式、第1号の2様式、第7号様式及び第7号の2様式における押印欄が削除されたことから、基準日届出に関する書類については、押印を要しないこととなる。このことについて、必要に応じ、届出を行う事業者に対して周知されたい。

また、押印見直し省令附則第2項において、押印見直し省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができることとされているため、旧様式を使用して届出することも可能であるため、押印欄のある旧様式を使用しているが押印していない場合にも、届出を受け付けて差し支えない。押印されて提出された場合についても、同様に届出を受け付けて差し支えない。

2. その他の手続関係

基準日届出のほか、履行法施行規則別記第2号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第8号様式、第10号様式、第11号様式及び第12号様式における押印欄も削除されたことから、保証金の不足額の供託、保証金の保管替え、保証金の取戻し等の手続における申請等についても、基準日届出と同様に取り扱われたい。

なお、押印見直し省令においては、行政機関に対する申請等の行政手続に関して押印の見直しを行ったことから、行政機関から申請者等に対する様式（履行法施行規則別記第6号の2様式及び第12号の2様式）については改正されておらず、押印欄は削除されていないため留意されたい。

以上

【参考】

- ・「地方公共団体における押印見直しマニュアル」（P.7～P.8等）

内閣府 令和2年12月18日【初版】

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html